

# 建設業一人親方労災組合に入いませんか 従業員がいなくても労災保険に入れます！

従業員を使用しない事業主や家族従事者は、通常労災保険へ加入できませんが、建設業者に限り当組合に加入することで特別に加入できます。

## 加入条件

- ・徳山商工会議所会員であること（または同時に加入手続きを完了すること）
- ・建設業者であること
- ・従業員（アルバイト含む）を雇用していないこと
- ・当制度団体への報告義務、労災保険料及び事務手数料の納付義務を遵守すること

## 労災保険料及び事務手数料他

①労災保険料:納付については、初年度は「現金持参での納付」、2年目以降は「請求書による振込納付」となります。

保険料額 = 給付基礎日額（加入日額）× 365日 × 保険料率 18 / 1000

（参考）給付基礎日額を5,000円で設定した場合、年間保険料は32,850円です。

※年度途中の加入については当該年度内の加入月数（1か月未満の端数は1か月とする）に応じた労災保険料を算定します。

※給付基礎日額については3,500円～20,000円から選択できます。

詳しくは裏面を参照ください。

②事務手数料：加入者1名につき6,000円（消費税別・年間）

※保険料納付時に一緒に納付してください。年度途中で加入した場合は月割となります。

③徳山商工会議所会費 ・ 個人事業主：年10,000円以上 ・ 法人・団体：年15,000円以上

## 補償内容

療養（補償）給付	休業（補償）給付	障害（補償）給付	傷病（補償）給付
遺族（補償）給付	葬祭料・葬祭給付	介護（補償）給付	

## 提出いただくもの

1. 加入申込書
2. 個人：加入者の免許証の写し 法人：事業所の登記簿謄本・加入者の免許証の写し  
※別途、確認書類をお願いする場合があります。
3. 口座振替用の銀行印・通帳
4. 保険料
5. 事務手数料 4月から加入の場合、1人につき6,000円（消費税別）  
年度途中の場合は、加入月から3月までの月数×500円

問い合わせ先 徳山商工会議所 〒745-0033 周南市みなみ銀座1丁目26番地  
TEL:0834-31-3000 E-mail:rouho@tokuyama-cci.or.jp